

# 年官制度の本質

尾 上 陽 介

はじめに

任官制度である除目は、官僚制の根幹に関わる政務として特に重視されるものであった。例えば『権記』長保二年八月二十五日条には、「任官者国家重事也」という一条天皇の言葉がみえるが、このように「重事」とみなす意識は、他の事柄と比べて異常と考えるほど除目について詳しく記録している貴族たちの日記をみていると容易にうかがえる。平安中期からは日記や儀式書などの史料の残存状況が格段に向上するが、それらには実に多くの除目の先例・故実が記録されており、平安時代の年中行事が衰退・廃絶していく傾向にある鎌倉時代以降にも、除目に関しては叙位と共に多様な故実が継承され続けている<sup>(1)</sup>。故実の伝承の場合は口頭や記録の中に止まらず、

年官制度の本質

神秘性を付加する目的もあってか夢の中にまで及んでいる。例えば藤原忠実<sup>(2)</sup>は夢の中で祖父師実から「大束申文」を置く位置を教えられたことを息子の頼長に語っているが、藤原兼実もやはり夢の中で父忠通から尻付の書き方を習っており、除目の作法・故実への強い執心がうかがえよう。また、忠実は大江匡房のことを「内弁・官奏・除目・叙位等委不知人也<sup>(3)</sup>」と評して『江家次第』の内容に疑問を抱いていたことは有名であるが、室町中期の一条兼良も「大かた節会・官奏・叙位・除目をば四ヶの大事とて、有職の家にては殊にさたるなるべし<sup>(4)</sup>」と認識しており、除目を節会などと並ぶ最重要公事の一つであるとする意識は時代を超えて一貫していることがわかる。

この除目、すなわち任官制度についての研究は近年着実に蓄積されておられ、八世紀末には任官儀の定期化と外官・京官任官儀の分離<sup>(5)</sup>がみられ、九世紀前半の叙位における成選制の放棄の影響を受け、

およそ九世紀末から十世紀初頭頃までには、受領など一部の官職以外は基本的に官職の年労や恩寵によって任官される、新しい平安時代の任官システムが確立するという骨格が明らかにされている。<sup>(6)</sup>その一方、やはり一条兼良が「おほよそ此除目につきて可知事共は十年の学にもきはめがたく、百丈の紙にも書のべがたし」<sup>(7)</sup>と述べているように、院政期以降の複雑な先例・故実の蓄積と重視の結果、各地の史料保存機関や文庫には中世に成立したものを中心に数多くの除目関係史料が残されている。これらには実にさまざま異説が豊富に伝えられており、皮肉なことに、除目の確立期である平安時代中後期の制度史の変遷や、個別の任官実例に付記された尻付にみえる多様な任官事由の解明などの、基礎的かつ総合的な除目研究を困難にする原因になっている。そのため除目自体の研究は平安時代史研究のなかで立ち後れている印象を禁じ得ない。

私はこれまで、平安時代以降の叙位・任官事由のなかで大きな割合を占める年給制度について考察してきており、<sup>(8)</sup>年給制度の内、叙位を行う年爵についてはその制度史の変遷と本質について私見を明らかにした。本稿は、私の年給制度研究の残る課題として、これまでは年爵に関連させて見通しを述べるに止まっていた年官制度の本質について基礎的考察を試みるものであり、売官による封禄制度であるとみなす通説的な理解についての検討から始めることとしたい。

### 一、売官による封禄制度としての年官

年官とは、一定の地位の人々（給主）が、毎年一定数（給数）の官職について、任官させたい人物（被給者）を推挙できる制度であり、叙位を推挙できる年爵と併せて年給とも称される。およそ九世紀中頃から流例として始まり、宇多天皇による給数等の整理を経て、主要な任官事由の一つとなっていく。

これについて早く小中村清矩が概要をまとめ、<sup>(9)</sup>ついで八代（鈴木<sup>(10)</sup>）国治が儀式書などの史料を用いて詳細に論じており、両者とも年官制度の本質を、被給者を申任した官職に配分される公廩稲を給主が得分とする封禄制度であるとした。しかし、その根拠は年官の給数が儀式書などに「三分何人、二分何人、一分何人」と表記されていることから公廩稲と結びつけたもの<sup>(11)</sup>であった。

これに対し、時野谷滋氏はこれら先行研究を全面的に再検討され、給主は被給者から納められる任料を得分とする説を提唱された。<sup>(12)</sup>公廩稲配分のない京官が年官で任じられていることや、僅かの期間に任人や任所を変更する名替・国替・名国替などが年官による任官においてしばしばみられることなど、従来の公廩稲配分収納説では説明が困難な問題点をこの任料説は克服するものである。給主の任料収納について具体的にみえる若干の例を記録から示すと、『小右記』長和三年十二月十六日条には、

下総大掾石寸厚時任料絹布・革等令預清台師、為充故宮一切經書寫料へ一切経未書了、仍予殊以未給御給所充也、寺司随喜無極、(ハハ内は割書、以下同じ)

とあり、同じく治安三年正月十一日条にも、

故宮御給大隅掾任料絹三十疋内、廿疋預観音院司阿闍梨清台、とある。これらは故太皇太后宮昌子内親王の年官で下総や大隅の掾を任じた史料で、任料が被給者から納められたことは明らかである。ともに給主没後の申任であるが、おそらく生前の未給分(年官を申任しないまま残っている推薦枠)を用いていると思われる、任料は給主のための仏事に使用されている。また、『揚名介事勳文』<sup>(13)</sup>には、

永保二年正月廿一日経信卿記云、掃部頭佐国来之次、予相云、雖至二合年、依無所望人不献申文者、佐国云、以揚名可令申任大□□給、若承罷成之由候、献任料人多歟へ三百疋云々、仍令書献申文、

という『帥記』逸文が引かれており、この年、権中納言源経信は自分の年官を二合<sup>(14)</sup>して掾を申任できる年<sup>(15)</sup>であったが、任官を希望する者がいないため申文を提出せず未給にしようとしたところ、仮の名前で取り敢えず申任し、任官が確定した後に希望者を募れば任料三百疋を納める者が出てくるであろう、ということがみえる。

これらの場合には、実際に給主が任料を得分としていたことが明らかで、時野谷氏の任料説はまことに正鵠を射た指摘であると言えるよう。以前に別稿で述べたが、例えば内給による申任を扱う内給所

### 年官制度の本質

には任料として銭や絹などが納められており、私も給主の経済的得<sup>(16)</sup>分は公廩稲などではなく、任料であることは間違いないと考えている。年官制度には、売官により任料を得分とする非律令的封禄制度の一種という面があることは確認できるのである。

しかし、そもそも年給制度は封禄制度である、という前提の当否に立ち返る必要は無いのであろうか。『日本三代実録』貞観七年正月二十五日丁未条は、親王の年官について「年料給分」と表現している。この「年料給分」を略して年給というのであり、時野谷氏は年給制度の本質を考える前提として、その名義から考えて経済的目的のための封禄制度であることは動かないとされている<sup>(17)</sup>。しかし、「年料」という言葉には「毎年一定量の物資」というような財政的な意味の他に、「毎年充てられるもの」という、より広い意味での用例もあるのではないか。『西宮記』<sup>(18)</sup>恒例第二・一分召には、一分官を任じる一分召に提出される文書のなかに、

諸司年料一束へ大舍人一人、近衛二人、兵衛一人、右衛門隔年、

というものがみえる。この「年料」を通常の財政的な意味とすると、一分官を例えば大舍人寮には毎年一人分、近衛府には毎年二人分給わり、成功を募るとい<sup>(19)</sup>う解釈になる。ところが、『延喜式』式部上には、

凡大舍人劳廿年为限、毎年一人任諸国史生、  
凡左右近衛長上十五年、番上廿年为限、毎年各二人、左右兵衛<sup>(20)</sup>

各一人、左右衛門隔年各一人、任諸国史生、(後略)

という条文がみえ、大舎人や左右近衛・兵衛・衛門の者がそれぞれ年労を限って、大舎人は毎年一人、左右近衛は毎年各二人、左右兵衛は毎年各一人、左右衛門は隔年各一人が、それぞれ一分官である諸国史生に任じられたことがわかる。『西宮記』の記事はこの『延喜式』の条文に基づくものであることは疑いなくろう。これは官職の年労により官人自らが任官されるものであり、『西宮記』の「諸司年料」とは「(大舎人・近衛・兵衛・衛門などの) 諸司に毎年(ただし衛門は隔年) 充てられている任官料」の意味に解釈すべきである。すると、先の『日本三代実録』貞観七年正月二十五日丁未条の「年料給分」という表現も、「(親王に) 毎年充てられている任官料を給わる分」と解釈でき、経済的目的と結びつける根拠には不十分と考えられよう。

また、早く『古事類苑』封祿部六・年官年爵には、同じく『日本三代実録』貞観十三年四月十八日甲午条の

臣所有一両僕隸、皆是 陛下幼年之侍童也、随分得官者、或年三四人、陛下以為慰旧功力、臣以為、拜家数人、未報万乘之先恩、何擬三宮以新制、(傍線筆者)

という記事の傍線部を根拠として、「年官、年爵ハ、陽ニハ親近ノ人ニ授クル為メニシテ、陰ニハ人ニ売与シテ財ヲ得ルガ為メナラン、故ニ其主或ハ資ヲ納レズシテ、人ニ付スル事モ常ニコレアリ」という理解が示されている。この史料は、文徳天皇の遺詔により年官を

賜わる旨の清和天皇の勅に対する藤原良房の第二度抗表であり、『菅家文草』巻第十にも「為太政大臣重謝年官・隨身第二表」として収められている。臣下である良房が三宮に準じて(准後の最初)年官を許されることを、隨身とともに辞退する内容である。時野谷氏はこの『古事類苑』の理解について、傍線部を良房の年官によって申任されたものと解釈したことに由来する誤りであり、また年給制度を封祿制度と見る以上、本質に触れてくる問題とはならず例外とみなしてよいとされている。<sup>(21)</sup>しかし、抗表のこの部分が年官辞退について述べていることを考えると、<sup>(22)</sup>「私の僕隸は皆、陛下幼年の侍童であることにより、年に三、四人も官に任じられている」ので年官は辞退する、ということを行っているのであり、むしろ年官は「僕隸」を任官するためのものであることを示しているのではないであろうか。このような内容は『本朝統文粹』巻四に収められている善滋為政の「(藤原道長) 入道後、謝准后儀表」に

加之所陪従者、衲衣之法侶也、誰有任人・賜爵之望、

とあることと同じである。ここでは道長はすでに出家しているために、陪従の者は僧侶ばかりであり、任官・叙位を望む者はいないので准后になって年給を賜わることや辞退する、と言っており、やはり年官は「陪従」を任官するものとしていたのである。

また、時野谷氏も内給については、「天子の側近の雑用に奉仕する者を、特別に諸国の一分に補任して、その労を優ずるということ」も内給と称されることを指摘され、成功に近い面との二面的性質を

もつ、他の年官とは著しくその性格を異にするものであるとされている。<sup>(23)</sup>

私は先に年爵制度について検討した際、史料上の初見から撰関期までの年爵による叙位の実例を網羅したうえで、個別叙位例の給主・被給者間の関係と、年爵による叙位に用いられる位記の内容を分析した。その結果、被給者は給主である院宮に仕える院司・宮司などの家政機関の職員や、給主と血縁関係のある者などがほとんどであるうえ、成功、すなわち財物納入による叙位では国用位記が用いられるのに対し、年爵による叙位では恪勤位記が用いられることを明らかにした。つまり、年爵制度の本質は給主の近親者をその恪勤の労や血縁関係に応じて叙爵・加階させることであり、給主が叙料を受け取り収入とするという封禄制度的側面は副次的なものであると評価できるのである。

これまで述べたように、年官制度においてもこのような二面的構造がうかがえ、その本質について再検討する必要がある。この点をさらに掘り下げていきたい。

## 二、年官の給主と被給者の関係

給主と被給者に全く関係が認められなければ、両者の接点は任料のやりとりだけであることは容易に想像できる。逆に何らかの関係があれば、はたして任料が支払われたのか疑問である。年官制度の

### 年官制度の本質

本質を考えるには、年爵の場合と同じくまず給主・被給者の関係を探ることが基本であろう。

年官により任じられる官職の多くは諸国の掾や目など下級のものであり、被給者は他の史料上にみえない場合がほとんどであるため、給主と被給者の関係を探るのは年爵のように容易ではない。しかし記録を博搜していると、数は少ないが明白に関係を確認できる例が散見する。ここにその一部を示してみよう。

まず、被給者の官歴をある程度知ることができ、給主との関係を調べやすい『公卿補任』及び『異本公卿補任』にみえる任官例<sup>(25)</sup>では、次のようなものがある。

寛平七年、藤原定方が東宮敦仁親王（醍醐天皇）の年官により陸奥権少掾に任じられたが、定方の妹胤子は東宮の母である。

昌泰四年、源等が宇多院の年官により主殿助に任じられたが、等の父希は宇多院の在位中に蔵人頭・侍従を歴任している。

延喜五年、藤原元名が陽成院の年官により兵庫助に任じられたが、元名の父清経は陽成院の立太子から春宮大進を勤め、即位後には蔵人となっている。

天慶八年、藤原安親が陽成院の年官により木工少允に、康保二年、藤原時光が東宮憲平親王（冷泉天皇）の年官により右兵衛尉に、それぞれ任じられたが、安親・時光ともに給主の殿上人であり、その労による任官であった。

寛仁三年、藤原泰憲が東宮敦良親王（後朱雀天皇）の年官により

典藥助に任じられたが、泰憲は当時東宮藏人であった。

寛仁四年、源経長が准后源倫子の年官により雅楽助に任じられたが、経長の父道方は倫子の従兄弟であった。

大治五年、藤原光頼が待賢門院藤原璋子の年官により修理亮に任じられたが、光頼の父頼頼は白河・鳥羽院の近臣第一の者であり、璋子の宮司（中宮権大進）も勤めていた。

これらの例からは、年爵の場合と同様に、給主の近辺に勤める職員やその息を申任して労に報いることや、給主と血縁関係にあるものを申任して権力を維持しようとする事が行われていたことがうかがえる。

他の例をなお諸記録に求めると、次のようなものがある。

『権記』寛弘八年十二月十七・十八日条には、准后敦康親王の京官給により藤原高延が勘解由判官に申任されたことがみえるが、高延は同年十月七日条によれば敦康親王に仕える者であった。また、『江記』寛治五年正月二十六日条には白河院年官申文がみえ、院の召継山信国と車副清原武末が申任されている。

さらに、『兵範記』保元二年正月二十二日条には、

除目始、（中略）大納言殿今日令献御給申文給、天永三年正月除目、殿下初令献御給申文給、丹波少掾延末被任了、是御車副云々、今度任彼例、載丹波掾了、御車副延次為当時長、長延末男也、旁任彼例預御給了、依殿下仰、下官書御申文申御判、付藏人權弁惟方了、

従七位上高峯宿祢延次

望丹波少掾

右当年給二合所請如件、

保元二年正月廿二日 正二位行権大納言藤原朝臣

とあり、藤原基実が初めて権大納言として年官二合申文を提出するに際し、天永三年の父忠通の例に倣い、車副長の高峯延次を同じく丹波少掾に任じている。天永三年に丹波少掾に申任されたのは車副長の高峯延末であり、延次は延末の息男であった。同様に、『玉葉』治承四年正月二十六日条には、初めて権中納言として年官二合申文を提出する記主藤原兼実の嫡男良通が、出納の秦恒里を加賀大掾に申任したことがみえ、良通が出納を推挙したのは祖先の師実・忠通の例に従ったとしている。

また、『山槐記除目部類』安元二年十二月八日条には、

今夜被行下名、（中略）有加任、  
大膳進宮道隆重へ六条院所衆、左馬允藤盛能へ建春門院侍、  
已上二人、本所崩御期年内所任也、除目之時不任、今日被任之、抑建春門院御惱之時、被辞申年官・年爵了、仍雖期年之内、不可有御給之由、権右中弁親宗、申院、尤可然之由、  
除目之時有仰、而猶被任了、

とあり、六条院の所衆であった宮道隆重と建春門院平滋子の侍であった藤原盛能が京官除目の下名の際に任じられている。盛能の任官について、建春門院は病が重くなった時に年給を辞しているため、一

且は年官を任じられないことになっていたので、下名の段階になってやはり任じられたとあり、「本所」という表現からみてもこの二人の任官は年官によるものであると考えられる。六条院・建春門院とも、この年七月に没しており、家政機関に勤めていた者を最後の年官当年給で申任して労に報いているのである。

このほか、『玉葉』建久五年正月二十八日条には、記主兼実の年官で法成寺呪師愛王丸が伊予掾に申任されたことがみえるが、同月十三日条によれば兼実が法成寺に参詣した際に愛王丸が秘曲を披露しており、給主と被給者に個人的な関係があったことがわかる。また、『猪隈関白記』建久九年正月二十八日条・建仁三年正月十一日条には、記主藤原家実の雑色紀光延と車副中原武安が家実の年官により、それぞれ三河掾・美濃権目に申任されたことがみえる。

以上のように、車副や召継・出納・所衆・侍・雑色などの、給主の家政機関に仕える地位の低い者を年官で申任することが広く行われていたことがわかる。前掲『兵範記』保元二年正月二十二日条や『明月記』寛喜二年八月二十三日条によれば、車副は長期間同じ主家に仕え、父から子へと奉仕を相承しており、給主とは世代を越えて奉仕する関係を築いている。『殿曆』天仁二年八月十九日条には、皇后令子内親王の内裏還啓に参候したことによる勸賞において、藤原忠実が自分に仕える雑色を播磨大掾に申任したことがみえる。勸賞は年給制度とは異なるものであるが、賞を給わった者（この例では忠実）が任官者を選定できる点が年官による申任と相通じるもの<sup>(30)</sup>

## 年官制度の本質

であり、雑色や車副などは年官だけではなく勸賞においても主人の推挙によっても任官されたことがうかがえる。

一方、初めから給主と被給者に關係あることが前提となっている年官もあった。公卿給（給主が公卿の年官）による「子息二合」と称されるものである。次に、これについて検討してみたい。

公卿給は太政大臣以下参議に至るまで、給数に若干の差があるが、基本的に二分と一分の官を申任するものであり、二合を許される年もあった<sup>(31)</sup>。これが通常の公卿給であるが、特例として給主の子息（または孫）を年官一合により三分官に申任することが許されてお<sup>(32)</sup>り、後には専ら京官の次官に申任されるようになる。『寛平御遺戒』には、

至萃其子或許任内外官判官・次官、不立年限、令以知公卿之為貴、

とあり、寛平年間以前からすでに京官次官まで充てられていたことがわかる。

寛治五年正月の県召除目において、源経信は子息二合として源俊季を図書助に申任した<sup>(33)</sup>。これが経信にとって二度目の子息二合であったため、大江匡房はこの任官に疑問を示したが、前例があるという関白藤原師実の判断により特に許されている。経信の一度目の子息二合は承暦元年のことと思われ<sup>(34)</sup>、十四年を経ているも異例と認識されるほど希有な特例であったことがうかがえる。また、文治四年に藤原忠親がやはり自身二度目の子息二合を申任した際も「希例」と

され、忠親が「当世宿老之人」であることから特に任官を許されて<sup>(35)</sup>おり、院政期には子息二合の申文が一度に十通ほど提出されることもあったが「甚多」とみなされている。<sup>(36)</sup>『寛平御遺戒』では子息二合を申任することに年限は無いことになっているが、その意味は任意の年に（一度だけ）申任できる、というように解釈すべきであり、この特例は「宿老之人」と評されるような公卿以外は、原則的に一人に一度だけ許されていたと考えられる。

『大間成文抄』第六・京官二合には、寛治七年正月二十七日権大納言源雅実年官子息二合申文がみえるが、そこには、

公卿以子息、年給二合、請任諸司助、是例也、望請早被拜任、知公卿之貴、

とあり、公卿が年官二合で子息を諸司助に申任することにより「公卿之貴」を知るといふ表現がみえる。その意味は、子息を京官の助という人気の高い官職に申任することで「公卿の特権を象徴させる」ということであろう。申文の表現であるため、あるいは理想的な理念が飾りとして書かれていると考えられるかもしれないが、この表現はすでに前掲の『寛平御遺戒』にもみえており、子息二合が許された背景には、父の公卿としての特権を子孫に継承させる役割の一部を年官が果たしていたことが指摘できよう。言うまでもないが、子息二合は本質的に売官ではなく、特権の継承にあるのである。

さて、本稿末尾の表は史料上の初見より十二世紀末までの公卿給子息二合の任官実例である。備考欄に「以男申任」などとあるのは

尻付にその旨が明記されている例であるが、通常の公卿給では原則として京官助は申任できないので、尻付に単に「二合」とだけあって「以男申任」などと明記されていないもの（備考欄が空白のもの）も、年官子息二合の例であると考えられる。

この表の人名を『尊卑分脈』で調べてみると、被給者が子（または孫）として確認できるのはゴチックで示した例のみである。もちろん、『尊卑分脈』に見えないからといって実際に父子ではなかったとは断定できないのであるが、大まかな傾向は把握できるであろう。これによれば、およそ十一世紀中頃までは文字通り給主の子や孫を申任する例が多いが、それ以降はまれになっていることがわかる。

平安時代前期までにおいては、公卿の子息が任用国司である掾に任じられ、そこから段々と上位の官職に遷っていくことも、前述の藤原定方の例のように現実にもられることであつた。<sup>(37)</sup>つまり、年官制度が発生したと考えられる九世紀中頃には、公卿の子息であつても年官二合で諸国掾に申任されることに意義があつたのである。しかし、十世紀後半から徐々に公卿の昇進コースが形成され、侍従や兵衛佐・衛門佐、さらには少将が公卿への振り出しの官職として定着していくなかで、<sup>(38)</sup>年官子息二合においても地方官ではなく京官の次官を申任するようになり（表の任官例では天禄元年を最後に地方官は任じられていない）、さらにはそれでも特権の継承という点では意味がなくなつてしまつたことは容易に想像できよう。そのため、



『尊卑分脈』など系図上で確認できない者、すなわち実は全く無関係の者であるか、系図に記載されないような傍流の者が申任されるようになったと考えられるのである。

なお、被給者が『尊卑分脈』に見えないような場合、架空の人物名を申文に書き、全く儀礼的に申文を提出するようになった可能性もある。<sup>39)</sup>しかし、前述のように、公卿給によって京官助を申任することは原則として一人一度しか許されない権利であり、院政期以降に至っても諸国掾や目に車副などを申任していることも考えると、子息ではないが実在する他人を申任したと考えるべきである。『中右記』天承二年正月二十二日条には、

除目入眼也、(中略) 鶏鳴之間、史俊式告送云、除目只今了、二合之御申文人国通已被成木工助也、件事以資憲奏院之処、已有朝恩、誠無涯傾恩也、感悦之由、則以消息示資兼許了、

とあり、同日条裏書にある聞書にも「木工助藤原国通へ内大臣「合」<sup>40)</sup>とみえる。この例では、内大臣藤原宗忠は侍として仕えている藤原国通を、自分の子息ということにして木工助に申任しているのである。また、『愚昧記』嘉応元年春記紙背文書<sup>41)</sup>のなかには、

何事候哉、

抑昨日可令申之由雖存、稱人之際、依不能申出故令申候也、二合以息子可申任之由存候也、雖須申諸司助候、其闕不候之由承之、仍欲申任中務丞候也、若可然者、令計 奏聞給哉、恩許可候者、可重申文候歟、可然事候者、元三為前驅、追躰之次被補

年官制度の本質

任候<sup>者</sup>□、所羨可足候也、必加御力可□□□可令申上給、謹言、  
(実房花押)

追申、

如此事及披露者、無由候歟、以裏可仰給、又可被任他人之儀、不聞候者、不可令申出給歟、重謹言、

という礼紙からなる記主藤原実房の書状案がある。これらとほぼ同内容で書きかけの本紙・礼紙が同じ巻に多く並んでいるが、ここには最も内容・形式の整ったものを掲げた。

本紙の内容は、年官二合により「息子」を中務丞に申任する許可を求めて奏聞して欲しいと相手に願い、正月元三に前驅を勤めるの間に合うよう、大晦日の追躰の際に任官を望む、というものである。嘉応元(任安四)年春記の料紙は全体が書状の反故であるが、そのなかには前年仁安三年八月の実房任権大納言に係るものが含まれていることから、子息二合に関するこの一連の反故も仁安三年のものと考えられ、追躰云々と言っていることから、十二月十三日の京官除目入眼後に書かれたものであろう。

実房は仁安三年当時二十二歳であり、嫡男公房はその十年後の治承三年誕生であることを考えると、このとき申任しようとした「息子」は礼紙に言うように実在する「他人」であり、実房に仕え前驅を勤めるような者であったと考えられるのである。礼紙には「他人」を子息として申任することは披露すべき事ではなく、内密に処理し

たい意向がみられるが、先の宗忠の例からうかがえるように、しばしば自分に仕える者を子息と称して京官助などに申任することが行われていたのであろう。そして、その背景には公卿としての特権を維持する年官子息二合の機能が新たな昇進ルートの形成により無意味になり、通常の年官の場合と同じく給主近辺に仕える者をより良い官職に申任することに用いられるように意義が変化していったことが考えられる。

これまでの検討から、年官制度においても給主の家政機関など近辺に仕える者や、給主と血縁関係にある者を申任することにより、労に報いることや、特権を維持していくことが広く行われており、年爵制度と同じく、売官による封禄制度という側面だけではない二面構造のものであることが確認できるのである。

### 三、年勞と年官

次に解明すべき課題は、確認できた二面構造のうち、はたしてどちらが年官制度の本質であるのかということであろう。年爵制度は前述のように年勞に対して給わることが本質であり、売位という側面は副次的なものである。しかし、年官の方は位記のように本質を直截に示すものがなく、年爵と同様に年勞に対して任官を給わることが本質であるとは単純に判断できない。九〜十世紀以降の平安時代的任官システムにおいて、受領など一部を除く大部分の官職につ

いては年勞や恩寵が任官事由の基本となることがすでに指摘されている。年官制度について言えば、個人の給主が申文を提出して被給者を申任するという仕組みに端的に現れているように、恩寵による任官であるということになるが、その恩寵を受ける者の選定課程において年勞が影響していることも考えられるのである。年勞と年官の関係について、ここでは任官様式の検討を行いながら考察を試みたい。

そもそも「年官」という言葉は広義には「毎年の任官枠」というような意味であり、<sup>(42)</sup> 天皇や院宮・親王・公卿などが申任する一般的な意味の年官だけではなく、特定の官司などが申文を提出する主体としての給主に相当するような「年官」（以下、広義の年官を意味する）も行われている。「年官」が充てられていた、すなわち毎年一定の官職を任官できる枠が認められていた諸司には、次のようなものがあつた。

『延喜式』太政官には、

凡太政官并左右弁官史生・召使等、毎年一人除諸国主典、（中略）其勞成任官者、並不依年勞、只計上日、

凡式部・民部・兵部等省史生、毎年一人任諸国目、

とあり、太政官及び左右弁官の史生や召使と、式部・民部・兵部省の史生が毎年一人、<sup>(43)</sup> 諸国目に任じられることになっている。これらは除目においてそれぞれ「三局史生」「上召使」「三省奏」<sup>(44)</sup>（あるいは「三省史生」と称されて任じられるものであり、申文には「為

上召使之輩、依恪勤勞、被拜任諸国目者、承前之例也」や「為當省史生之者、依年勞恪勤、遷任諸国之目、承前之例也」などという表現がみえ、これらの任官が年勞によるものであることが確認できる。

また、『延喜式』式部上には、先述のように大舎人や左右近衛・兵衛・衛門が、大舎人は毎年一人、左右近衛は毎年各二人、左右兵衛は毎年各一人、左右衛門は隔年各一人、諸国史生に任じられる規程がある。さらに、『西宮記』臨時五・所々事には、「年官」の充てられている所として内舎人所・内醫所・進物所・御厨子所・大歌所・滝口・校書殿が挙げられており、『北山抄』拾遺雜抄上・除目事ではこの他に御書所・絵所・藏人所もみえる。これらのうち、内醫所・校書殿・進物所と『延喜式』にみえる大舎人は、除目では「四所籍」<sup>(45)</sup>として任じられている。これら以外の官司についても、「所々奏」と称される任官実例をみると、「年官」が充てられることもあった<sup>(46)</sup>ことがわかる。

以上は官司に充てられている例であるが、ほかに学問の専門分野である諸道や大学別曹である諸院の「年官」もあった。それぞれ除目において「四道挙」「三院挙」と称されるものであり、『西宮記』恒例第一・除目には、紀伝道・明経道が毎年挙、算道・明法道が隔年挙で、三院挙では勸学院・奨学院が毎年挙とある。<sup>(47)</sup>これらはそれぞれの専門分野の学生をやはり年勞<sup>(48)</sup>により申任している。

このように、諸司や諸道などの官人を年勞に応じて申任する際に、毎年何人あるいは隔年何人など、一年単位で任官枠を設定する「年

## 年官制度の本質

官」方式が広くみられるのである。<sup>(49)</sup>この任官方式が令制に基づくものではなく、九世紀に形成されていく新しい平安時代の任官システムの一環であることは言うまでもないが、年官制度がそれと同時期に流例として発生していくことにおいて、「年官」方式が何らかの影響を与えた可能性について考えるべきであろう。

一方、年官の恩寵に預かる被給者はどのような基準で選定されたのであろうか。基本的には下級官人を申任する制度であるため、年官の被給者が選ばれてから任官に至るまでの具体的な経過についての史料はやはり年爵<sup>(50)</sup>と比べて圧倒的に少ないが、若干それがうかがえるものもある。

宮内庁書陵部所蔵『紀家集』紙背文書はすべて叙位・任官に関するものであり、このうちの延喜十七年正月廿五日某親王家申文<sup>(51)</sup>は欠損部分が多いが、親王の年官申文である。内容は、某親王の年官により去年下野権少掾に任じられた伴佐理の任所を改めて、武藏少掾など別の所望の官に任じる、すなわち国替を要求するものであるが、そのことにより「将優佐理数年之疲」という表現があることが注目される。<sup>(53)</sup>この「数年之疲」とは給主に対する伴佐理の何年にもわたる奉仕を意味すると思われる、年官で希望の官に申任することで報いたいと言っているものであり、年勞の代償に年官を給わっていることがうかがえよう。

また、『貞信公記抄』天曆二年正月二十一日条には、

給一分一人識<sup>(織)</sup>手秀世之状、仰彼男、依先々錦多織也、

とある。この「秀世」という織手はおそらく記主藤原忠平に以前から直接奉仕している者で、<sup>(54)</sup>これまで錦を多く織ってきたという織手の年労に対して年官一分一人の推挙権と任料を与えたのであろう。<sup>(55)</sup>さらに、『権記』寛弘八年五月二十七日条には、敦康親王に准後の待遇を認めることについて、

給年官・年爵并年給受領之吏等、令一両宮臣得恪勤之便、是上計也、

とあり、年官や年爵によって任官・叙位することで「宮臣」に「恪勤之便」を得させる、すなわち家政機関の職員の年労に報いることがよいという記主藤原行成の考えがみえ、同じく寛弘八年八月十二日条には「御給官必可賜恪勤之者」という藤原道長の言葉もみえる。また、『宇津保物語』まつりの使には、

みこたちの御賜ばり数あまたあり、みづからも一往賜はる。かかれども、家に功ある者に賜ひて、あまるをこそ料物たいまつるには給べ。

という「左大將源正頼」の年官に対する考え方がみえる。<sup>(56)</sup>これらには、給主に仕える恪勤の者に年官を給わることが明白にうかがえよう。車副などの長年にわたり給主に仕える者が年官により申任されていたことは、前節に述べた通りである。

このほか、やはり年労により年官を給わっているものに侍がある。『小右記』長保元年九月二十一日条に、太皇太后宮昌子内親王の京官給当年給により侍所長の藤原忠邦が、長徳三年未給により侍の藤

原奉順が、それぞれ申任されたことがみえるように、給主に仕える侍を年官により申任することはしばしば行われている。<sup>(57)</sup>

『長秋記』大治五年七月二十八日条には、同年春の除目において待賢門院藤原璋子の侍がその年労により兵衛尉に任じられ、「公卿給」に書き加えられたとある。この「公卿給」は公卿の年官を意味するものではなく、除目に関して作成される文書のことであり、除目終了後、執筆が「二合」・「停任」と呼ばれる文書とともに作成し、次回の除目や直物の際に参考資料としたものである。<sup>(58)</sup>「公卿給」の具体的な内容は『北山抄』拾遺雜抄上・除目事や『江次第抄』第四・直物にみえ、公卿給以外のものも含めて、除目で年官により任じられた結果が記録されている。つまり、「公卿給」に書き加えられたこの侍の任官は、おそらく待賢門院を給主とする年官によるものであり、年労により年官を給わっていることが判明する。また、『大間成文抄』第八・功にみえる安元二年正月二十七日平知家申文には「謹検案内、諸院宮侍所一勞御給、雖無成功、拜任要官、先例也」とあり、院宮に仕える侍が年労により年官を給わって申任されることを「先例」としている。<sup>(59)</sup>さらに、『三長記』建久七年十二月二十五日条には、京官除目当日、侍の相論のため、中宮藤原任子の年官申文が提出されなかったことがみえるが、これも年労により被給者を決定していたことの証左であろう。『吾妻鏡』文治元年四月十五日条には「任官之習、或以上日之勞賜御給、或以私物債朝家之御大事、各浴 朝恩事也」とあり、年労により年官を賜わるか、成功に

応募することが侍の「任官之習」であるとみえる。

以上のように、年官の恩寵を受けるため、侍などの給主の家政機関の職員となって奉仕し、その年勞によって被給者に選ばれることが行われている。玉井力氏がすでに指摘されているように、『魚魯愚鈔』の分類においては「年官」と年官はそれぞれ申文の提出先が外記方と藏人方に分かれており、一方は機械的な年勞によるもの、一方は天皇を頂点とする恩寵によるもの、というように性格が異なるものとみなされる。しかし、申文の提出主体が官司か個人の給主かという違いはあるが、一面において「年官」と年官はよく似た構造の任官制度であると評価でき、ひいては年官制度の本質は勞に対して給わるものであることを示しているのではなからうか。

おわりに

『寛平御遺戒』には、

任官之日、所々勞人、必任好処、莫令人々之給妨之、又陸奥・出羽・大宰管国・近江等、二三年来不任人給、伝聞、親王・公卿偏以嗟嘆、今須諸有給者、若申件等国、依次許之、莫去今年令同人給之、不得一年兩三人疊任一国、又件等国掾目、通計三分之二任公人、其一分許人給、

という宇多天皇の任官に対する考え方がみえる。ここでは年勞により任官される「公人」と対照的に「人給」（年官）があり、年勞に

年官制度の本質

よるものは良い官職に任じるとされる一方、年官による任官はその妨げにならないよう、さまざまな制限を加えられている。また、

『西宮記』臨時二・一分召時宣旨事には、

公卿之給者、以品官之權任一分等申請、至于品官正員、道々受業練道之者所給也、

とあり、公卿給では権官を任じ、正員は種々の年勞を積んだ者を任じることとされている。これらように、任官事由として年官が年勞に比べてかなり低い評価を受け、定員外の権官に制限されているような事実をみると、やはり売官という側面を重視せざるを得ない。しかし、その一方では第二節で検討したように、給主の家政機関など近辺に仕える者や給主と血縁関係にある者を申任することにより、年勞に報いることや一族の特権を維持していくことも行われており、これが年官制度の本質であると考えることは第三節で述べたところである。

本稿において、年官制度の本質を探るべくこれまで考察してきたが、結論としてはその多面的・複合的性格を確認できたに過ぎないかもしれない。しかし、ここに示した『寛平御遺戒』や『西宮記』が売官的側面を取りあげている内容を注意してみると、実は年官の充てられている給主のうち、ここでは親王と公卿に関してのみ言っているものであり、年官の中でも通常の諸国掾や目の申任は寛平年間頃には売官が一般的となっていた、というような事情の現れではなからうか。同じ公卿の年官であっても、子息二合については前に掲

げたように『寛平御遺戒』においても公卿の特権を象徴させるものとされ、京官次官の申任まで許されているのである。

そもそも年爵と京官給は院宮にのみ許されているなど、年給制度全体は複雑な構成のものである。その中の年官も、この公卿給の相反する評価に象徴されるようにすべてが単純な売官ではなく、多面的な構造になる任官制度なのである。

註

- (1) 除目故実の形成と継承に関する主要な研究には次のものがある。  
吉田早苗「藤原宗忠の「除目次第」」(『史学雑誌』九三―七、一九八四年)、「大間成文抄」と『春除目抄』(土田直鎮先生還暦記念会編『奈良平安時代史論集』下所収、一九八四年、吉川弘文館)、「春除目抄」と『秋除目抄』(『日本歴史』五一六、一九九一年)。  
田島公「源有仁編の儀式書の伝来とその意義」(『史林』七三―三、一九九〇年)、「田中教忠旧蔵本『春玉秘抄』について」(『日本歴史』五四六、一九九三年)、「花園説」の源流と相承の系譜」(上横手雅敬監修、井上満郎・杉橋隆夫編『古代・中世の政治と文化』所収、一九九四年、思文閣出版)。  
細谷勘資「『蟬冕翼抄』と花山院師継の儀式観」(『大阪青山短大國文』九、一九九三年)、「平安時代後期の儀式作法と村上源氏」(十世紀研究会編『中世成立期の歴史像』所収、一九九三年、東京堂出版)、「撰関期の儀式作法と藤原基房」(渡辺直彦編『古代史論叢』所収、一九九四年、統群書類従研究会)、「源師頼と「土御門流説」の形成」(史聚会編『奈良平安時代史の諸相』所収、一九九七年、高科書店)。  
小川剛生「二条良基の除目説」上・下(『三田國文』二二・二三、一九九八・九九九年)、「二条良基と「揚名介」」(『三田國文』二二、一九九九年)。
- (2) 『春除目抄』第二・第五(図書寮叢刊『九条家本除目抄』上・下所収、一九九一・九二年、明治書院)。  
(3) 『中外抄』下。なお、同書には忠実が後三条院の御記についても「除目・叙位事ハ少々僻事アリ」という評価をしていたことがみえ、除目に対する忠実の関心の強さがうかがえる。  
(4) 『公事根源』具名除目。  
(5) 高田淳「平安時代における任官儀の成立」(林陸朗・鈴木靖民編『日本古代の国家と祭儀』所収、一九九六年、雄山閣出版)。  
八世紀の任官文書・儀礼についての研究には、早川庄八「八世紀の任官関係文書と任官儀について」(『日本古代官僚制の研究』、一九八六年、岩波書店)、西本昌弘「八・九世紀の内裏任官儀と可任人歴名」(『日本古代儀礼成立史の研究』、一九九七年、塙書房)などがある。  
(6) 玉井力「平安時代の貴族と天皇」(二〇〇〇年、岩波書店)、吉川真司「律令官人制の再編過程」(『律令官僚制の研究』、一九九八年、塙書房)。  
年勞については福井俊彦「勞および勞帳についての覚書」(『日本歴史』二八三、一九七二年)がある。  
(7) 『公事根源』具名除目。  
(8) 拙稿①「親王の年官について」(『早稲田大学大学院文学研究科紀要 哲学・史学編』別冊一七、一九九一年)、②「年爵制度の変遷とその本質」(『東京大学史料編纂所研究紀要』四、一九九四年)、③「内給所について」(虎尾俊哉編『日本古代の法と社会』所収、一九九五年、吉川弘文館)、④「鎌倉時代の年爵」(『明月記研究』二、一九九七年)。  
(9) 小中村清矩「年官年爵并成功重任考」(『陽春廬雜考』、一八九七年、吉川半七)。  
(10) 八代国治「年給考」(『国史叢説』、一九二五年、吉川弘文館)。  
初出は一九〇〇年)。  
(11) 地方官について、公廩稻の配分率により、掾を三分、目を二分、史生や国博士などを一分と称することはしばしばみられ、京官についても準用されている。  
(12) 時野谷滋「年給制度の研究」(『律令封祿制度史の研究』、一九七七

年、吉川弘文館。任料説の初出は一九五〇年。

- (13) 『早稲田大学蔵資料影印叢書 古文書集』二一(一九八六年、早稲田大学出版部)に影印が、早稲田大学図書館編『早稲田大学所蔵荻野研究室収集文書』上(一九七八年、吉川弘文館)に翻刻が収められている。三条西公条自筆本。

- (14) 二分一人と一分一人を合わせて三分一人とするなど、二つを一つに合わせることを意味する。

- (15) 『西宮記』等に見える給数の規定では、中納言の年官は二分一人・一分一人であるが、四年に一度、これらを二合して三分一人を申任できた。

- (16) 前掲註(8) 拙稿③。

- (17) 時野谷氏前掲註(12) 書二二六頁。

- (18) 本稿において『西宮記』は神道大系本(底本は尊経閣文庫所蔵大永鈔本)を用いる。なお、この引用部分は尊経閣文庫所蔵卷子本により校訂されており、写真版(前田育徳会尊経閣文庫編『尊経閣善本影印集成』一〇六、一九九三―一九九五年、八木書店)で確認した。

- (19) 時野谷氏前掲註(12) 書二〇四頁および二三〇頁注(4)。

- (20) 新訂増補国史大系本・神道大系本とも「毎季」とあるが、国立歴史民俗博物館所蔵田中穰氏旧蔵本(国立歴史民俗博物館蔵史料編集会編『貴重典籍叢書歴史篇一四 延喜式三』四六一頁、二〇〇〇年、臨川書店)には「毎季」「季」は「年」の本字とある。任官儀のスケジュールや衛門府が隔年一人であることを考えると、「毎年」とあるべきことは間違いない。

- (21) 時野谷氏前掲註(12) 書二二二・二四一頁。

- (22) 引用箇所直前には「又陛下不許臣就私第、賜直廬於禁中、霜仗百重、隨身何用、虎賁千列、帶仗安施、臣所以固辞、亦復在此」とあり、隨身を辞退する内容となっている。

- (23) 時野谷氏前掲註(12) 書二五二・三五頁。

- (24) 前掲註(8) 拙稿②・④。なお、佐古愛己「中世成立期における

叙位制度の展開」(『古文書研究』五三、二〇〇一年)は、中世成立期貴族社会における編成原理の展開と関連させつつ年爵制度を叙位制度のなかで位置づけられており、年爵制度研究が深化・発展されている。

- (25) 『異本公卿補任』は新訂増補国史大系『月報 付異本公卿補任』(二〇〇一年、吉川弘文館)による。なお、ここに掲げた例のほか、

長和二年に藤原経任が侍従に任じられたことについて「東宮御給」という尻付がある。新訂増補国史大系「公卿補任」では任侍従の年を長和六年とし、異本に長和二年とあることが註記されているが、『小右記』長和三年五月二十五日条にはすでに侍従としてみえることから、長和二年に東宮敦成親王の年官により任じられたことになる。経任の養父藤原齊信は当時春宮大夫であり、給主と関係ある例とも考えられるが、侍従が年官で申任された例は管見の限り他に全くみられず、この例を年官によるものだと考えることには躊躇せざるを得ない。あるいは、侍従に任じられるのについて何らかの推挙が東宮からあったため、「東宮御給」という年官のような尻付が付けられたのであろうか。

- (26) 年爵における給主・被給者の関係については、前掲註(8) 拙稿

②のほか、永井晋「十二世紀中・後期の御給と貴族・官人」(『国学院大学大学院紀要 文学研究科』一七、一九八六年)参照。

- (27) 院宮を給主とする年官にのみ、地方官の他に京官九一人の申任が許されていた。

- (28) 木本好信編『江記逸文集成』(一九八五年、国書刊行会)による。

- (29) 基実は保元元年九月に権大納言に任じられており、翌年正月の梶召除目が任大納言後初度の申文提出となり、年官二合が許される。

- (30) 叙位においても、勲賞と年爵はともに尻付に「某御給」等とあるなど、叙位される者の決定過程は類似している。前掲註(8) 拙稿②参照。

- (31) 公卿給の給数は、太政大臣が二分一人・一分三人、左右内大臣が二分一人・一分二人、大中納言と参議が二分一人・一分一人である。

大臣は隔年、大中納言は四年に一度、それぞれ二合して三分の官を申任でき、参議は五節舞姫を献上した翌年のみ二合が許される原則であった。

- (32) 日本思想大系『古代政治社会思想』所収、一九七九年、岩波書店
- (33) 『江記』寛治五年正月二十八日条。
- (34) 『大間成文抄』第十・子息二合。
- (35) 『山槐記除目部類』文治四年十月十四日条。
- (36) 『玉葉』治承四年正月二十七日条。
- (37) 泉谷康夫「任用国司について」(『日本中世社会成立史の研究』、一九九二年、高科書店)。
- (38) 笹山晴生『日本古代衛府制度の研究』(一九八五年、東京大学出版会)、北山良雄「平安中・後期の公卿の補任状況」(『古代文化』三九一五、一九八七年)。
- (39) 例えば、宮内庁書陵部編『九条家本「法性寺殿御記」』(一九八九年、八木書店)には、紙背文書の中に内大臣源有仁が年官子息二合で源忠成を申任する申文がみえるが、その解題において、息男のいない有仁が儀式的に揚名官を申任したものであり、忠成は作名の者であろうとされている。
- (40) 『中右記』大治四年二月二十三日条に「侍男国通」としてみえ、長承四年二月二十六日条では春日社下向の前駆を勤めている。
- (41) 原本は東京大学史料編纂所に所蔵される。紙背文書の判読には、同所蔵の影写本『愚昧記紙背文書』二(架番号三〇七一・〇七／三八／二)を参考にした。
- (42) 「年給」や「年爵」も同様である。例えば『帥記』永保元年十月十一日条には、検非違使と史の受領巡任を「年給事」であるから申文が提出されていなくても任官すべきであるという公卿達の意見がみえる。検非違使の受領巡任は必ずしも毎年任じられるものではなかったが(玉井力「受領巡任について」前掲『平安時代の貴族と天皇』)、この例の「年給」は「毎年の任官枠があるもの」の意であろう。年爵についても、例えば『西宮記』恒例第一・叙位議には「院
- 官爵」(通常の年爵)とは別に、外記・史の一臆が自解を提出して叙される「年爵」がみえる。この「年爵」はやはり「毎年の叙位枠」と解釈できる。
- (43) なお、太政官及び左右弁官の史生については、永延三年五月十七日宣旨(『類聚符宣抄』第七所収)により京官主典に任じられることが許されるようになる。
- (44) 例えば『大間成文抄』第三・上召使や第十・三省奏に申文の実例がみえる。
- (45) 四所籍については黒板伸夫「四所籍小考」(『撰関時代史論集』、一九八〇年、吉川弘文館)に詳しい。
- (46) 例えば『大間成文抄』第四・所々奏にみえる嘉保三年正月二十七日作物所申文には、「謹検案内、当所工等、以奉奏毎年任諸国大掾、承前不易之例也」とあり、作物所も「年官」を充てられていたことがわかる。
- (47) 奨学院は『日本紀略』応和三年閏十二月十四日条に勸学院に準じて年官を充てられたことがみえるが、もう一つの学館院とともに隔年挙とされることもあった(『春除目抄』第四など)。
- (48) 但し、四道挙・三院挙では学んできた年数が関係するのであり、勤務年数ではない。『大間成文抄』第三・四道挙・三院挙所収の申文のほとんどに「稽古雖久、成業無期、仍為慰空帰、挙達如件」などの表現がみえ、恩寵の要素が強いものである。
- (49) 『北山抄』備忘略記・一分召事には「諸司之間、或有毎年年給・隔年給司々諸道又如之」とある。
- (50) 年爵については、被給者の選定から叙位に至るまでの経過をある程度知ることができる。前掲註(8)拙稿④参照。
- (51) 宮内庁書陵部編『紀家集』(複製本、一九七八年、吉川弘文館)による。
- (52) 複製本の解題には「下野権少掾伴佐理申文」とされているが、すでに玉井力氏が指摘された通り、「某親王家申文」と称すべきものである。同氏「『紀家集』紙背文書について」(前掲『平安時代の貴



族と天皇」参照。

(53) 『大間成文抄』などに多くみえる平安後期以降の国替申文が「本望に非ずと称し」とか「身の病に依り」という定型の表現で国替を希望する理由を説明するのみであるのに比べると、この延喜十七年の申文は未だ形式化してしまっていない内容を伝えている。

(54) 平安時代にはそれまでの宮廷工房が有力貴族の私的な工房へと変質し、織手も貴族の家政機関に所属するようになる。石母田正「古代・中世社会と物質文化」(『石母田正著作集』二、一九八八年、岩波書店)、浅香年木『日本古代手工業史の研究』(一九七一年、法政大学出版局)など参照。

(55) 『西宮記』恒例第二・一分召には、内廷諸所の舎人や御鷹飼などと共に、織手も内給により自身が一分官に任じられることがみえるが、この『貞信公記抄』の例では「給一分一人」という表現から、秀世自身を申任するのではなく、一分一人の任料を秀世に与えたものと思われる。この年は正月二十六日から県召除目が始まるが、一分官を任じるのは五月十六日に行われた一分召であり、数ヶ月をかけて任官希望者を募ったことが想像される。

(56) 年給は「たうばり」「たまはり」などの表現で仮名文学作品中に

もしばしばみえる。原田芳起「宇津保物語注釈の一つの観点」(『平安文学研究』三九、一九六七年)参照。

(57) なお、院政期には院の武者所の侍が毎年、院臨時給として馬允に申任されている(『山槐記除目部類』寿永二年正月二十一日条、『春除目抄』第五など)。

(58) 年官には給数や二合の年次など、さまざまな制限が給主の地位ごとに決まっているため、提出された年官申文がはたして制限に適用のもののかを調査する必要があり、各給主の旧年未給分の把握と確認も行われた。「公卿給」・「二合」・「停任」は除目や直物の前に外記・式部に下される(式部には「二合」・「停任」のみ下される)。

(59) 『朝野群載』巻第九・功勞にみえる延久四年正月二十九日散位藤原惟房申文に、「陽明門院后宮之時、去長曆元年補侍所長、多積上日、已為一臆、須任先例跡、拜除要官也、(中略)因茲雖非宿望、叙御給爵」とあるように、年勞により侍が年爵を賜わり叙位されることもある。

(60) 玉井力「平安時代の除目について」(前掲『平安時代の貴族と天皇』)。

(61) ほぼ同様の記述が『北山抄』備忘略記・一分召事にもみえる。

【公卿給子息二合任官実列表】（12世紀末まで）

任官年	被給者	任所	給主	典拠	備考
寛平十	大江春潭	紀伊掾	故参議大江音人	大・魚	以男申任
寛平十	藤原晴見	播磨権大掾	故大納言藤原冬緒	魚	以嫡孫申任
延喜十四カ	藤原忠茂	武蔵権大掾	参議藤原枝良	魚	以男申任
延長三	藤原令問	肥後介	参議藤原扶幹	魚・別	臨時給、以男申任
天曆五頃	平正仲	肥前介	参議平随時	魚	以男申任
天曆八	大江相兼	凶書助	参議大江維時	大・魚* <sup>1</sup>	去年未給、以男申任
康保四	藤原懷遠	左兵衛権少尉	左大臣藤原実頼	公・異 大・別	以孫申任
天禄元	藤原正光	近江少掾	参議藤原兼通	公	以男申任
天禄三	藤原実方	左近衛将監	故左大臣藤原師尹	中	
寛和元	藤原頼明	諸陵助	権大納言藤原濟時	魚	天元五年未給、以男申任
長徳三	藤原懷平	主殿助	権大納言藤原懷忠	大・当* <sup>2</sup>	去年未給
長和五	源資通	大膳亮	故大納言源時中	公・更	未給、以孫申任
治安二	源経成	諸陵助	故大納言源重光	大・魚 当・申	正暦二年未給、以孫申任
万寿四	藤原経平	諸陵助	参議藤原経通	小	以男申任
長元九	藤原公基	雅楽助	故中納言藤原公信	大	治安二年未給、以男申任
長暦二	源信房	典薬助	参議源経頼	大・魚	以男申任
永承元	藤原時経	諸陵助	故参議藤原兼経	大	
永承三	藤原邦通	木工助	参議藤原経任	大	以男申任
天喜四	源兼俊	諸陵権助	故権中納言源道方	大	未給、以男申任
治暦四	源経実	木工助	権中納言源隆俊	大	
承暦元	源成中	諸陵権助	権大納言源経信	大	以男申任
承暦二	源俊兼	治部少丞	権大納言源俊房	大	以男申任
永保三	源季忠	諸陵助	権中納言源師忠	魚	以男申任（実は甥）
応徳三	藤原宗兼	主殿助	権中納言藤原家忠	魚	以男申任
応徳三	藤原季忠	右兵衛少尉	大納言藤原実季	魚	以男申任
寛治五	源俊季	凶書助	権大納言源経信	江	以男申任
寛治七	源家行	典薬助	権大納言源雅実	大	以男申任
寛治八	藤原宗良	大膳亮	参議藤原経実力	大・間* <sup>3</sup>	以男申任
承德三	源俊仲	弾正少弼	左大臣源俊房	本	左大臣息
康和元	源国忠	諸陵助	権中納言源俊実	本	
康和三	藤原元真	修理権亮	参議藤原宗忠	大・薩	以男申任

康和五	藤原宗康	諸陵権助	故参議藤原公定	本・中	以男申任
永久二	藤原親隆	大膳亮	参議藤原為房	公	
保安四	藤原満隆	中務少丞	権中納言藤原通季	後	以男申任
天治元	源忠成	京官助	内大臣源有仁	忠	以男申任
天承元	源雅頼	大膳亮	参議源雅兼	公	
天承二	源隆季	諸陵助	権中納言源師時	中	
天承二	藤原国通	木工助	内大臣藤原宗忠	中	(国通は宗忠の侍)
長承四	藤原信兼	諸陵助	参議藤原実光	中	
保延二	藤原頼定	大膳亮	故参議藤原信通	公	元永二年未給
保延五	藤原重方	木工助	参議藤原公能	魚	以男申任
保延七	(未詳)	京官助力	参議藤原公隆	下	以男申任
保延七	藤原実遠	京官助力	権中納言藤原実光	下	以男申任
保延七	源雅亮	京官助力	内大臣源雅通	下	以男申任
康治元	藤原範兼	典薬助	参議藤原忠基	本	
久安二	藤原隆政	諸陵助	故参議藤原宗成	本	
仁平元	藤原基行	兵庫助	太政大臣藤原実行	大・宇	以男申任
仁平二	平行範	修理亮	故参議平実親	大・兵	保延六年未給、以孫申任
保元三	藤原親能	修理亮	参議藤原惟方	保三	以男申任
保元四	源忠光	縫殿権助	権中納言源雅通	保四	以男申任
保元四	源親行	大舎人助	参議源定房	保四	以男申任
永暦以降	平清定	京官助	(公卿)平清盛	玉	以男申任
仁安二	藤原孝忠	大学助	権大納言藤原師長	兵	久寿二年未給
仁安二	藤原基国	修理亮	参議藤原某	兵	
仁安三	藤原頼時	典薬助	故権中納言藤原経定	大・兵・山	以男申任
仁安三	平重光	木工権助	権大納言平重盛	大・兵・山	以男申任
承安四	藤原度保	大炊助	権中納言藤原某	山	以男申任
承安四	平親盛	大炊権助	権中納言平宗盛	大・玉	以男申任
承安四	藤原成重	掃部権助	参議藤原実綱	大・玉	以男申任
承安四	藤原隆実	凶書助	前太政大臣藤原忠雅	大・玉	
安元二	藤原資博	大炊権助	右大臣藤原兼実	大・薩・玉	承安三年未給、以男申任
治承二	平重経	木工権助	内大臣平重盛	大	以男申任
治承三	平長繁	玄蕃権助	参議平教盛	大・薩・玉	以男申任
治承五	源基重	兵庫助	前権中納言源雅頼	吉	
治承五	藤原懐成	掃部助	大納言藤原実定	吉	
治承五	藤原清康	木工助	参議藤原定能	吉	

養和元	藤原範光	大舎人助	権中納言藤原朝方	吉	以男申任
養和元	藤原清兼	大炊助	参議藤原実守	吉	以男申任
養和元	藤原直兼	木工権助	権大納言藤原隆季	吉	以男申任
養和元	平親綱	主殿助	権中納言平頼盛	吉	以男申任
文治四	藤原隆実	大学権助	権大納言藤原忠親	山	
建久三	源基康	京官助	故権中納言源師仲	魚	永暦元年未給、以男申任
建久六	藤原定光	兵庫助	参議藤原実明	大	以男申任
建久七	源仲能	左近衛将監	参議源兼忠	大	建久元年未給、以男申任
建久九	藤原友家	諸陵助	参議藤原定経	三	以男申任
建久十	藤原政国	縫殿権助	権中納言藤原某	明	
建久十	藤原懐範	凶書助	権中納言藤原公継	明	以男申任

〔典拠略称〕大：大間成文抄、魚：魚魯愚抄、別：魚魯愚別録、公：公卿補任、異：異本公卿補任、中：中古歌仙三十六人伝、当：当代御諱一字不憚例（東京大学史料編纂所所蔵影写本『三条西家重書古文書』2中）、更：更級日記註記、申：除目申文抄、小：小右記、江：江記、間：除目大間書（東京大学史料編纂所所蔵謄写本『柳原家記録』46）、本：本朝世紀、薩：薩戒記応永33年3月27日条、中：中右記、後：後愚昧記貞治二年除目申文疑義文書、忠：忠通公記紙背文書、下：除目下文抄（宮内庁書陵部所蔵『叙位除目関係文書』6）、宇：宇槐記抄、兵：兵範記、保三：保元三年秋大間書（『柳原家記録』46）、保四：保元四年大間書（『柳原家記録』46）、玉：玉葉、山：山槐記除目部類、吉：吉記、三：三長記、明：明月記、

※1 魚魯愚抄は天慶二年・天曆二年とする。

※2 当代御諱一字不憚例は長保三年とする。

※3 除目大間書は被給者を藤原宗長とする。給主は「右近権中将藤原朝臣」は藤原仲実の可能性もあるが、いずれにせよ尊卑分脈では父子関係が確認できない。